

山口市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）は、地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により入浴サービス（以下「訪問入浴サービス」という。）を実施することにより身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るとともに、重度身体障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施主体及び実施内容)

第2条 この事業の実施主体は、山口市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると思われる社会福祉法人等（以下「サービス提供事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

2 この事業は、身体障がい者の居宅を訪問し、訪問入浴車による入浴サービスを行うものとする。

(サービス提供事業者)

第3条 福祉事務所長（山口市福祉事務所設置条例（平成17年山口市条例第91号）により設置された山口市福祉事務所の長をいう。以下同じ。）は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を指定するものとする。

2 事業を実施できる事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、都道府県知事から指定訪問入浴介護事業者として指定を受けた者とする。

3 第1項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、あらかじめ山口市地域生活支援事業指定申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障がい者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

5 福祉事務所長は、前項の指定の適否を決定したときは、山口市地域生活支援事業指定決定通知書（様式第2号）により指定申請者に通知するものとする。

6 指定事業者は、所在地等の変更もしくは事業を廃止しようとするときは、あらかじめ山口市地域生活支援事業変更・（廃止）届（様式第3号）を福祉事務所長に届け出なければならない。

(対象者)

第4条 訪問入浴サービスを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、山口市に住所を有し、この事業の利用を図らなければ入浴が困難な者のうち医師が入浴可能と認めた者で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、福祉事務所長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。（介護保険制度の対象者については、要介護認定を受けた上で、介護保険制度の基準額の制約から訪問入浴サービスを介護保険制度で利用ができないと認められた者に限る。）

（家族等の立会い）

第5条 訪問入浴サービスを受けるときは、原則として家族等の対象者の介護者が立ち会うものとする。

（サービスの内容）

第6条 訪問入浴サービスの内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 洗髪、洗体及び洗顔。
- （2） 衣類の着脱に関する介助。
- （3） 入浴及び清拭に関する指導。
- （4） その他入浴の実施に必要なこと。

（サービスの提供回数）

第7条 訪問入浴サービスの提供回数は、利用者（第9条第1項の規定により訪問入浴サービスの利用の決定を受けた者をいう。以下同じ。）一人について、原則週3回を上限とする。

（申請）

第8条 訪問入浴サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市訪問入浴サービス利用申請書（様式第4号）を福祉事務所長に申請しなければならない。

（決定及び通知）

第9条 福祉事務所長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、山口市訪問入浴サービス利用決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。なお、この決定に当たって、福祉事務所長は医師の意見書を参考にするものとする。

2 福祉事務所長は、前項の利用の決定をしたときは、山口市訪問入浴サービス利用委託通知書（様式第6号）により、当該サービス提供事業者へ通知するものとする。

（入浴に関する医師の意見の聴取）

第10条 福祉事務所長は必要と認める場合には、随時に利用者の入浴に関し、医師の診断書等による意見を求めることができる。

（届出義務）

第11条 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

- （1） 住所又は氏名を変更したとき。
- （2） 訪問入浴サービスを利用する必要がなくなったとき。

（利用の中止又は取消し）

第12条 福祉事務所長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、訪問入浴サービスの利用を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 機能回復により訪問入浴サービスを行う必要がないと認められるとき。
- (2) 疾病等により訪問入浴サービスを行うことが不可能であると認められるとき。
- (3) その他福祉事務所長が訪問入浴サービスを利用することについて適当でないとき。

(決定通知書の再交付)

第13条 利用者は、汚損、紛失又はその他の理由により利用決定通知書の再交付を申請しようとするときは、山口市地域生活支援事業利用決定通知書再交付申請書(様式第7号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、利用決定期間内において、決定通知書の再交付の申請があったときは、決定通知書を再交付する。

(利用者負担)

第14条 利用者は、別表に掲げる訪問入浴サービス利用料をサービス提供事業所へ支払うこととする。ただし、サービス提供事業所は、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、利用者から徴収することができるものとする。

(委託料)

第15条 委託料は別表に掲げるサービス提供単価から前条に規定する利用料を控除した金額を事業者に対して支払うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市訪問入浴サービス事業実施要綱(山口市制定)、小郡町ねたきり老人等入浴サービス事業実施要綱(小郡町制定)、又は阿知須町ねたきり老人等入浴サービス事業実施要綱(阿知須町制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日施行附則第2項の経過措置についてはこれを削除する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 山口市阿東地域訪問入浴サービス事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第2号及び様式第3号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行し、改正後の第4条(2)の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

訪問入浴事業サービス提供単価 (単位:円)

訪問入浴	基本報酬	12,600
	全身浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合(×90/100)	11,340

※介護保険法(平成9年法律第123号)の訪問入浴介護の報酬単価を準用

訪問入浴サービス利用料 (単位:円)

区分(個人世帯)※1	入浴実施1回当たり
住民税非課税(生活保護世帯含む)	0
上記以外	1割負担

※1 個人世帯とは、利用者が障がい児の場合は世帯全体、障がい者の場合は本人及び配偶者をいう。

様式第1号（第4条関係）

山口市地域生活支援事業指定申請書

年 月 日

山口市長 様

(申請者)

所在地

名 称

地域生活支援事業を行う者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	〒 ー		
	電話番号		FAX番号	
	法人の種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	主たる対象者	特定無し・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児		
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏 名	
申請事業の種類	<input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業 <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業			

(別記)

指定を受けようとする事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(〒 -)					
	電話番号				FAX番号		
	管理者	フリガナ					
		氏名					
	住所	(〒 -)					
	事業開始年月日	年 月 日 (実際に事業を開始する日)					
	当該申請事業に係る 従業者の職種・員数	サービス管理 責任者	指 導 員		看護職員		その他
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
常勤(人)							
非常勤(人)							

(注)「専任」は専ら本事業に従事するものについて、「兼務」は本事業以外の業務にも従事する者について、その数を記入すること。

添付書類

1. 都道府県発行の指定書の写し
2. 申請者の定款、運営規定等
3. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
4. 施設の平面図、資格証の写し
5. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
6. その他必要な書類

(注) 複数の事業の指定を受ける場合は、事業ごとに提出してください。

様式第2号（第4条関係）

指 定 書

年 月 日

申請者の名称 様

山口市長

年 月 日で申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり指定したので通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
事業の種類	
所在地	〒 ー
事業指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	指定日中一時支援事業所については、日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

山口市地域生活支援事業変更・（廃止）届

年 月 日

山口市長 様

(申請者)

所在地

名 称

上記事業の変更・（廃止）承認について、次のとおり申請します。

名 称		
変更・（廃止）予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項	サービス管理責任者・所在地・その他（ ） (変更項目を○で囲むこと)	
変更・（廃止）の内容 及び理由	変 更 後	変 更 前
	(理由)	

- (注) 1 必要に応じて関係書類を添付すること。
2 廃止の場合は「変更事項」欄は記入しない。また「変更の内容及び理由」欄は、「廃止の理由」と読み替えるものとする。

様式第4号（第8条関係）

山口市訪問入浴サービス利用申請書

年 月 日

山口市福祉事務所長 様

申請者 住所
氏名
続柄

次のとおり申請します。

利用者	氏名		生年月日					
	個人番号							
	住所				電話番号			
介護者	氏名	利用者との続柄						
	住所	電話番号						
身体障害者手帳番号								
難病等の疾患名（特定医療費（指定難病）医療受給者証（写）又は診断書の添付が必要）								
届出者	氏名	※申請者と同一の場合は記入不要です。 (申請者との関係：)			委任欄	左記の者を代理人と定め、利用申請の権限を委任します。 委任者 _____		
	住所					自筆による署名又は記名押印		
利用希望事業所：								
希望曜日等								
		曜日	午前・午後	時	分			
他のサービス		月	火	水	木	金	土	日
	午前							
	午後							
主治医	病院名							
	医師名		電話番号					

当該申請にあたり、自己負担額算定のため、市民税課税状況及び賦課徴収資料を調査閲覧することに同意します。

年 月 日

住所

氏名 _____

様

山口市長

山口市訪問入浴サービス利用決定（却下）通知書

付けをもって申請のありました訪問入浴サービスの利用につきましては、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	
決定内容	利用を認めます（認めません）。 (利用回数) ※却下の場合、(理由) (特記事項) (有効期限)	
利用料		
委託業者		
注意事項	サービス利用の際にはこの通知書を事業者へ提示してください。	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山口市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

御中

山口市長

山口市訪問入浴サービス利用委託通知書

山口市訪問入浴サービス事業実施要綱第9条の規定により下記のとおり通知します。

1 決定

利用決定者	氏名		生年月日	
	住所			
決定の内容				
利用者負担				
委託期間				
注意事項				

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山口市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号

山口市地域生活支援事業利用決定通知書再交付申請書

山口市長

年 月 日

山口市地域生活支援事業利用決定通知書の再交付について申請します。

サービスの種類	1 移動支援 2 日中一時支援 3 訪問入浴サービス
---------	----------------------------------

ふりがな		生年月日	年 月 日
支給（給付）決定 障がい者（保護者） 氏名	個人番号：		
居住地	〒 電話番号		
ふりがな		続柄	
支給決定に係る 児童氏名	個人番号：	生年月日	年 月 日

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
ふりがな		本人との関係	
氏名			
住所	〒 電話番号		

委任欄	上記の者を代理人と定め、申請の権限を委任します。	
	氏名	印 自筆による署名又は記名押印

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他 [具体的な状況]
-------	-----------------------------------------

※ 従前使用していた決定通知書を添付すること（紛失を除く。）